

# アルパイン株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：アルパイン株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第3分科会
- (3) 資 本 金：259億2,059万円  
従業員数：単独1,470名  
(上記共に2008年3月31日現在)

- (4) 営業品目：

車載音響機器事業／車載情報通信機器事業

- (5) 企業理念：

当社は、人々の心を大切にし、仕事の質を高め、活力にあふれた魅力ある企業を目指します。

- ① 個性の尊重

当社は社員一人ひとりの誇りと情熱を大切にし、人を活かし、相互信頼の絆を築きます。

- ② 価値の創造

当社は時代をリードする先進技術に挑戦し、人々に喜びをもたらす新しい価値を創造します。

- ③ 社会への貢献

当社は品位のある製品の提供を通じ、明日の豊かな社会作りに貢献します。

- (6) CIマーク：



## 2. 知的財産部門の概要

- (1) 組織上の位置及び名称

組織の名称は「知的財産部」であり、技術・開発統括傘下の技術本部に属している。

- (2) 構成及び人員

知的財産部は、特許・実案・意匠の出願の発

掘から権利化までの業務及びその管理、各種特許調査、係争対応等を行う特許グループと、商標の出願から権利化までの業務及びその管理、知的財産関連に限らず全社における契約審査、コンプライアンス等を行う法務グループとによって構成されている。知的財産部の人員は24名(内、日本国弁護士1名、米国弁護士1名、弁理士1名、海外留学中1名)であり、日本のみならず、米国、ドイツ、中国の開発現地法人も支援している。

- (3) 沿革

設立当初、アルプス電気知的財産部門の支援の下、技術部門内の一担当にて特許関連業務を行っていたが、1985年2月に特許室を新設し、1992年7月に特許部となる。1993年1月に法務課を統合して特許法務部となり、2000年4月に知的財産部と改称され現在に至る。

## 3. わが社の知的財産活動

- (1) 知的財産情報の収集、利用、管理

知的財産情報の収集には、主にインターネット経由の商用DBを活用し、外部調査会社の協力も得ている。外部調査会社には定期的に重要案件の出願前調査等を依頼しており、付き合いも長く当社技術の内容を熟知していることから、依頼時の技術説明に多くの時間を要しない。商用DBは、特許グループ内で使用することは勿論のこと、発明創作活動を期待されている全ての技術者、すなわち、発明人口に対しても商用DBのIDを配布しており、発明を創作した際に、そのDBでの検索を義務化している。また、近年、他社分析も要求され、パテントポートフ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

オリオを用いた分析も行い始めている。

発明の届出から出願決定までの業務は社内LANを利用した自社開発DBにて管理し、出願以降についてはその自社開発DBからの情報を取り込む形にカスタマイズした商用管理DBを利用している。その商用管理DBは特許事務所との間もインターネット経由にて情報の受け渡しを行う仕様となっている。

## (2) 社内知的財産教育

当社には、階層別（新入社員編、初級編、中級編）の知的財産講座がある。

新入社員編は、当年度に入社した技術系社員を対象に、二日間で行われる。一日目は、知的財産権についての概要及び当社の置かれている立場の説明、発明の創出方法の説明及びその演習、二日目は、発明を届出する際の記載方法の説明及びその演習、当社の代表的な発明の説明を行い、特に、各演習に時間を費やし、単なる講義を受けるのではなく、主体性を持って講座を受講できるように配慮している。

初級編は、特許公報の読み方、特許調査、拒絶理由等への対応をそれぞれ半日ずつ異なった日に講義する。なお、以前は、全てを二日間コースで行っていたが、出席し易さを考慮し変更している。また、この講義は実際の当社の技術内容に基づき行われるため、理解し易さを考慮して技術分野毎に分けて開催する。こちらも、単なる講義を受けさせるものではなく、実際に調査をさせ、拒絶理由への対応を行わせている。

中級編は、抵触鑑定、回避設計について説明し、その具体的な演習を行う。こちらも、初級編同様に、それぞれ半日ずつ技術分野毎に行う。

なお、講師は、特許グループのメンバーである。知財経験が10年以上のメンバーは新入社員編及び中級編を担当し、初級編は知財経験5年以上のメンバーが行っている。講師を行うことによって、その理解力を深め、また、技術者との交流も深めることが出来、意義あるものとな

っている。

## (3) 海外知的財産活動

海外における開発現地法人は米国、ドイツ、中国にあり、各地で現地開発を行っている。米国と中国の開発人口は他の業務との兼務可能な規模ではないので、それぞれに特許担当者が配置され、特に中国においては特許科（現地採用3名）が組織されている。また、ドイツにおいては、日本との窓口業務を行う担当者（他業務との兼務）がおり、日本からのコントロールの下、各種知的財産業務を遂行している。

特許グループには各開発現地法人の担当者がおり、各現地法人を定期的に訪問し、日本と同様な知的財産行政を行っている。各現地法人は現地の特許弁護士とも連携を取り活動しており、日本と同様に、各国の特許弁護士が現地法人の発明者とインタビューをして特許明細書を作成している。また、各現地法人の発明は最終的に日本にて出願の可否を決定するため、日本における出願基準に基づき、対処している。

知的財産の啓蒙活動については、必ずしも十分ではないが、日本の出願補償制度をベースにして現地固有の規定を加えた制度を運用しており、周知されている。また、不定期的ではあるが、知財教育も行い、知的財産の重要性を認識させる活動を行っている。

## 4. 今後の計画

現状、各開発現地法人には日本から定期出張の形で支援しているが、現地技術者とのコミュニケーションを良好に保ち、漏れなく発明をピックアップするために、将来的には、各開発現地法人への出向の形態をとり、地域に根ざした知的財産行政を行っていききたい。特に、現在十分とは言えない知財教育を含む啓蒙活動に力を入れ、多くの有用な知的財産権を生み出せるグローバルな体制を構築していきたい。

（原稿受領日 2008年6月12日）